

令和5年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条に基づき、令和5年度における公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 内部公益通報について

(1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口として公益監察員を置き、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施し、報告を受けるもの。

(2) 令和5年度における内部公益通報の件数

2件 (参考：令和4年度 5件)

(3) 内部公益通報の概要等

① 1件目

総務局が令和5年6月の明石市議会総務常任委員会において報告した昨年度の内部公益通報の件数及び内容は虚偽であるとの通報があったが、件数は公益監察員が附番した通報番号と合致し、報告内容は関連する事実関係に照らして虚偽があったとは認められず、関係法令にしたがった合理的な報告であるなどとして、内部通報対象事実に該当するものとは認められないと結論付けられた。

② 2件目

総務局が行った公文書部分公開決定の通知等について、明石市情報公開条例に規定する期限内に文書が到達しなかったなどの通報があったが、当該規定は公開等を決定すべき期限を定めたものであり、同条例に通知期限を定める規定は存在しないなどとして、内部通報対象事実に該当するものとは認められないと結論付けられた。

2 外部公益通報について

(1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者等(市職員等以外)の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、処分又は勧告等をする権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

(2) 令和5年度における外部公益通報の件数

0件 (参考：令和4年度 0件)

以上